**尾瀬とラムサール条約**

2005年11月、尾瀬は渡り鳥の湿地生息地としての重要性が認められ、ラムサール条約湿地として登録されました。1971年に調印が行われたイランの都市ラムサールにちなんで名付けられたこの条約は、湿地の保護と持続可能な利用のための国際条約で、河川、湖、水田、貯水池、海の入り江、干潟、マングローブの森などが対象となっています。2019年12月時点で、日本には52ヶ所のラムサール条約湿地があり、世界ではこの条約に調印した170ヶ国の2,000カ所以上が登録されています。